

公益財団法人公益法人協会 第27回評議員会議事録

- 1 開催された日時 2020(令和2)年3月11日(水) 15時～17時
- 2 開催された場所 「仏教伝道センター」8階「和」
- 3 評議員総数及び定足数
　　総数 23名、定足数 12名
- 4 出席評議員数 18名

(出席) 秋山孝二、伊藤道雄、上保紀夫、大貫正男、尾崎勝吉、紙野憲三、亀岡彰浩、木村裕士、小西恵一郎、島田京子、清水肇子、高橋陽子、谷井 浩、徳川義崇、轟木洋子、中野佳代子、野村 萬、振角秀行

注) 大貫評議員は第2号議案説明時の15時08分に着席した。

(欠席) 稲垣裕志、木戸 寛、渋沢雅英、茶野順子、吉井實行

(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子

(理事出席) 雨宮孝子理事長、鈴木勝治副理事長、太田達男会長

(議案説明及び報告) 雨宮理事長、鈴木副理事長
- 5 議 題

決議及び承認事項

- 第1号議案『議事録署名人の選出』の件
- 第2号議案『2020年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件
- 第3号議案『倫理規程の改定』の件

報告事項

- (1) 第56回理事会のその他決議事項
- (2) 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の設置
- (3) 「公益法人力カバナンス・コード」及び同コードをめぐる状況
- (4) 公益法人会計基準及び同運用指針の一部改正案に関する意見募集及び公法協意見書
- (5) 「民間法制・税制調査会」第二期活動報告及び第三期活動計画
- (6) 「新しい公益信託の活用に向けた勉強会」の開催
- (7) 2019年度入退会の状況
- (8) その他報告

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼事務局次長より、評議員総数23名中17名が出席、したがって開催要件の定足数たる過半数12名以上の出席を充足していることを確認し(第2号議案説明時に評議員1名が到着、評議員出席は18名となった)、続いて、同次長から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋陽子評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、大貫正男、尾崎勝吉の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案『2020年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

議長の求めに応じて雨宮理事長からまず、事業計画書の内容説明があった。

説明によると、令和という新しい時代を迎えたが、災害が多発し、少子高齢化や格差社会の一層の拍車がかかり、公益サービスの限界が一層顕在化し、民間の非営利セクターの果たす役割がますます大きくなっている。また、新公益法人制度が施行後11年を経過し、制度の改善点と問題点がより明らかになってきたなか、非営利セクターの拡大の観点から当協会として積極的な活動を継続していきたい。令和二年度は、基本方針として、①2019年度～2021年度をカバーした中期経営計画（『Kプラン』）の2年度目として、達成・未達事項成の分析と、必要に応じて同プランの方針の再検討や修正を柔軟に行う、②『新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム』において採択された大会宣言（財務三基準関連の是正、変更手続きの簡素化、情報開示の拡大の3項目の政策提言）の実現を引き続き重要戦略として位置づけ、その前提として要請されている公益法人のガバナンスの充実のために、「公益法人ガバナンス・コード」の普及等を図る、③組織面、事業面および管理面において着実な成果をあげる、④公益法人界唯一の中間支援組織であることの自覚を常に持ち、会員の意見や要望により耳を傾け、非営利セクターのシンクタンク的機能を強化し求心的機能を果たす、⑤明るい職場づくりに注力する、⑥2022年10月の創立50周年記念事業及びその遂行のための寄附金募集事業を段階的に準備する、以上6つの柱を掲げる、とのことであった。なお、先日の第56回理事会では特に⑥における公益学会の設立について多くの意見をいただいた。特に寄附金の募集に関しては、公益学会に使用するものとその他に使用するものを明確に分けるべきである、公益学会もしくは基金の内容を詰めておく必要がある、今年4月からの募集ではなく秋以降でも良いのではないか等の意見が出され、6月の理事会に再度提出したほうが良いとの修正がなされたことをお伝えする。

次に、鈴木副理事長より、別添の配布資料を元に2019年度の財務状況の説明とともに、2020年度収支予算について説明があった。説明によると、収入面は、2019年度の見込み232百万円に対し、2020年予算は236百万円とほぼ横ばいである。まず、受取入会金は、2019年度見込160万円に対し2020年度予算は300万円とした。受取会費は、2019年度見込み104百万円に対し2020年度予算を107百万円とした。会員増強を図り、受取入会金ならびに受取会費でこれだけの収入をあげたいと考えているが、相当チャレンジングな目標であり容易にいくものではないことは重々理解している。何とか頑張っていきたい。また、事業収益では、2019年度見込み117百万円に対し、2020年度予算は114百万円とし、3百万円くらいの減少である。出版事業では、2019年度見込み15百万円に対し、2020年度予算が17百万円となっているが、これは2019年度に予定していた本の刊行時期が2020年度に延びた経緯があり、2020年度にずれ込んだ事情からである。セミナー事業については2019年度見込みが79百万円に対し、2020年度予算が78百万円と横ばい乃

至は微減している。本事業は公益法人協会の収益の柱であるが、2019年度は72百万円の予算に対し79百万円の実績を計上見込みであるが、費用倒れの部分がある。よって、2020年度は微減の78百万円の計画とした。上記収益の合計は236百万円である。費用については、2019年度見込み243百万円に対し、2020年予算が235百万円と、8百万円の減少である。最終的に当期経常増減では、2020年度予算では収支トントン、2019年度は10百万円の赤字となる見込である。驚かれる方もおられるかもしれないが、当初の計画では5百万の赤字であったので赤字ということは覚悟していたが、10百万に上ってしまった要因は、以下のとおりである。セミナー事業で、収益見込みが79百万円で予算の72百万円を大きく上回ったが、費用として通信運搬費、会場費等々が非常に増え、結果としては27百万円の黒字を上げるにとどまり、当初予算の経常収益30百万円に届かなかった。セミナーをやみくもに増やしても、それに伴う通信運搬費や会場費が増えればこのような結果になるので、2020年度は横ばいで考えた。また、内閣府相談会については、2019年度の収益は入札価格である396万円、収支トントンの見込みで入札したが費用の実績見込みは500万円で、100万円のマイナスとなる見込みである。通常の事業会社であれば、400万円の事業収入に対して100万円の赤字を出すということは考えられないが、臨時雇賃金で70万円強、会場費で30万円増となり、結果100万円のマイナスとなった。私どもの読み違いもあったが、内閣府相談会専任職員が替わるなど費用が増したこと、また、会場費については従前大手の証券会社から無料でお借りしていたが、先方の社内事情から借りられなくなり、市場から会場を探したこともあり、このような結果となった。2020年度内閣府相談会についてはまだ入札の時期ではないが、損益の観点だけからいうと見直す必要があるかもしれないと考えている。また、2019年度予算で元々マイナスが見込まれていた原因としては、コンピューターシステム関連費で10百万円くらいを予定していたためであるが、実績見込みでは700万円弱で、ここでは減っているがトータルではマイナスになったということである。2019年度の実績は10百万円のマイナス見込みであるが、2020年度においては会員増強、セミナー等について経費節減を図り、収支トントンとなるよう努めていきたい。

また、資金調達及び設備投資の見込みについて、協会内システムについて15百万円かかる。損益的には2019年度はコンピューターの費用すべてが一時費用として損失になるが、2020年度以降は15百万円の投資はソフトウェアとして資産に残るので5年間の償却をし、損益的にみると2020年度においては減価償却費が半年分150万円くらいである。2020年度には損益的には大きな影響はないが、問題はこのキャッシュベースで15百万円の資金調達の問題であり、これについてどのようにするか、50周年記念事業等と絡めて考え、これからどうしても調達が難しいということになれば、断念するということも含みつつ計画として出している。以上であった。

以上の説明に対して、下記の意見及び質疑応答があった。

(小西評議員) 2020年度収支予算書(案)において、「評価損益等調整前当期計上増減額」として公益目的事業会計の収支がプラスになっている。財務三基準によれば、公益目的事業会計をゼロかマイナスにした方がよいのではないか。

(鈴木副理事長) 収支相償の考え方は、ご指摘のように公益目的事業会計がマイナスあるいは収支トントンであるが、私どもの場合、収入の半分を占めている会員の会費については公益目的事業会計と法人会計に6：4で分けたり7：3で分けたりその時の情勢によっ

て変更している。今年度はこの数字になったわけだが、公益目的事業会計がずっとプラスになるようであればその比率を変更したい。

(小西評議員) 法人会計がマイナスになっているが、一般的に法人会計がプラスであれば何かあったときに公益目的事業会計に持っていくことができると思うので、法人会計がマイナスで公益目的事業会計がプラスよりも、公益目的事業会計がマイナスで法人会計がプラスの方が一般的に見栄えがいいのではないかと思う。また、補助資料の一番右の欄は、2019年度(実績)ではなく2018年度(実績)の間違いではないのか。

(鈴木副理事長) ご指摘のとおりである。補助資料については、訂正する。

(伊藤評議員) 事業計画書の「環境認識」の中で、非営利セクターという言葉が使われており、「利他主義を理念とする」非営利セクターとあるが、非営利セクターのアクターすべてが利他主義を理念としているのかどうか。例えば協同組合は非営利だが、利他主義と言えるのかどうか。公益法人協会の仲間として、非営利セクターを全体的に協働のパートナーとしているのかどうか、意図を確認したい。

(雨宮理事長) できれば非営利法人すべてを含めたいが、公益法人を中心として、ほかには特定非営利活動法人をパートナーとし、他の社会福祉法人や学校法人など全部カバーしているわけではない。特に社会福祉法人に関しては、会計セミナーの収益は上がっているが、社福法人については、実際の法律に関しては所轄庁が非常に細かい規定を持っており、そこまでカバーできる詳しい専門家はいない。たまたま会計に関しては公益法人会計と社会福祉法人会計が似ているのでセミナーを行うことができるが、社会福祉法人を会員に取り込めるのかということが問題となっており、われわれの専門性から言うとそこまでは取り込めないのではないかと思っている。また、利他主義のところは、基本的には非営利法人では利他主義ということと結びつきやすい言葉なのではないかと思う。

(谷井評議員) 2019年度収支見込みの補助資料に記載されている、内閣府の相談会について。たしかに損益的に見ればマイナスであるが、損して得取れというと国には申し訳ないが、受託事業を取ると必ず赤字になる。赤字覚悟というか、80%補助だと思って考えてみるのはどうだろうか。マイナスだからと言って、ヘジテイトしないで欲しい。

(鈴木副理事長) 理事会でもそのような発言があった。まだ入札の時期ではないが、正直ベースでどのくらいかかるか、実際には700万円くらいは費用としてかかる。600万円で入札すれば耐えられるかも知れないが、そこを400万円や500万円で入札すると非常に厳しく、政策判断が必要となる。2019年度はそこを承知で踏み切っているところもあるが、仰るようなご意見をもとにこれから検討していきたい。

(小西評議員) 50周年記念事業の募金について、来月から、目標は3千万円とある。今年度は1千万円の赤字決算見込み、来年度予算も寄附金を見込まれているが、経験から言うが、募金はノルマを設定しないとなかなか現実は集まりにくいのではないか。私の提案だが、少なくとも評議員とか役員は例えば一人10万円くらいは寄附すべきではないか。自ら寄附をしないで、人に頼むのは説得力に欠けるのではないか。公益のために、それくらいやらなくてはならないのではないか。それを基本財産にして、世間の皆様に頼んでいくというのが順序ではないか。

(雨宮理事長) 好意的なご意見に感謝する。以前にもそのように仰っていただいたことがあるが、この50周年の募金事業についてはまだ詰めていないところもあるので、役員、評議員の方からそのように仰っていただけすると大変ありがたい気持ちである。

(木村評議員) 50周年記念事業に公益学会の設立と運営が入っているが、大学で仕事をしていると、ある学会ではお金が全然なくてシンポジウムを開催するにも講師代も払えない、交通費も自前でやれなどと、非常に盛り下がっている学会もある。ぜひそのようなことにならないようにしていただきたい。例えば会員をどのくらい増やして会費をどのくらいとるとか、事務局は公益法人協会がある程度担ってどのくらい負担するのか、ということをぜひ慎重に検討して欲しい。

(雨宮理事長) 学会にいくつも入っておられると、会費をなかなか出しにくいと仰る先生もおられる。すぐに学会を設立するのではなく、基金をまず設置してそれを増やしていく。どんな先生方を選んだらよいかということもあるが、今から少しずつ集めていきたい。すでに何人かにはお話ししているが、承諾いただいているわけではない。できれば会計だけ、法律だけでもなく、税制や社会学も含めたい。組織論から全部やるとなるとNPO学会と近くなってしまうが、それとも違う、何か新しいものを作りたい。皆様のご意見をぜひ出していただきたい。よろしくお願ひしたい。

(紙野評議員) 2020年度は収支がプラスだが、2019年度の見込みでは10百万の赤字になる。これはPLであるからこれだけだとよくわからないが、BSを含めて10百万がどのような影響があるのか、どのようにキャンセルされるのかお聞きしたい。

(鈴木副理事長) BS的にはキャッシュが減るということである。コンピューター関係についてはまだ業者に支払いを行っていないので、キャッシュベースだけで言えば3月末にすぐ出るという話ではなく、来年度初めになろうかと思う。損益ベースでは赤字になっているが、キャッシュベースであれば現預金の減少となっているわけであり、すぐに倒産に至ることではない。

(清水評議員) 公益学会について。公益事業の基礎研究等とあるが、国の公益からいろいろあると思うが、公法協が主軸としてやるとなれば、当然民間公益ということでよいのか。ぜひそうしていただきたい。基金を集めるにしても何のためにというところが固まらなければならないと思うが、公益学会としてなさる事業と公益法人協会がこれまで行ってきた事業やご経験と、財政面も含めてどのような関係を構築される予定なのか。

(鈴木副理事長) 当然の前提として、民間公益である。すでに私どもでは研究開発を行い、それが政策提言に結びついているのはご案内のとおりである。現時点でも法制、コンプライアンス、税制、会計の4委員会があり、これも一つの核になり得る。民間法制税制調査会は、毎年アドホックに予算を立てて助成財団から助成金をいただいているが、これを基金の積立てによりペーマネントな資産を持ち、毎年助成財団から援助を仰がなくても運営する方法も考えられる。民間法制税制調査会にはすでに法学者、会計学者が十数名名前を連ねていただいているので、これを基礎にするということも当然あるだろう。あるいはそれをご破算にして、もっと広い意味の公益を主眼とすることも考えられる。小さく産んで大きく育てることが良いかとも考えており、手を広げ過ぎず、できるところ

ろからやるのかなとも考えている。現実的には上記のように、委員会や研究会を一つの核にすることも考えている。

(雨宮理事長) 以前、会社法を変えたら整備法の規定により一般法人法も自動的に変わるのかということを法務省に言いに行ったら、そうだと言われた。そんなわけはない。民法の先生は一般法人法を全然教えていない。一般法人法は一般法人・公益法人の基本法であり、もっとたくさんの学者がこの分野を研究し、公益活動に目を向けて欲しい。会計、法律、社会学、いろいろな方面から、もっと学者が目を向けてほしい。実務家も大事だが、そういう研究者がいないと言われている。もっともそれだけで学会を作るというわけではないが。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

第3号議案『倫理規程の改定』の件

議長の求めに応じて、鈴木副理事長から議案説明があった。説明によると、当協会は、昨年9月、公益法人の自主的な行動基準としての「公益法人ガバナンス・コード」を策定し世間に公表した。「先ず魄より始めよ」ではないが、一方、当協会としては、すでに倫理規程があるが、その改定を迫られるということで着手するものである。なお、本改定案及び評議員会に提出することについては第56回理事会（3月4日開催）で承認を得ている。「公益法人ガバナンス・コード」は公益法人法制委員会、公益法人コンプライアンス委員会を含めて検討し、民間版のパブリックコメントを経由して出来上がったものである。私どものようにすでに倫理規程を持っているところでは、その関係はどうかという問題があるが、①既存の規程をそのまま生かす、②既存の規程を廃止して新たなものとする、③既存の規程の改正で済う、いずれでも各法人の任意であるが、今般は③で提案するものである。「公益法人ガバナンス・コード」は8つの原則で構成されている。原則1「公益法人の使命と目的」、原則2「誠実性・社会への理解促進」、ここの第二段階のようなステイトメントは初めてであり、どちらかというと公益法人の中だけでとどまっているものに対しもっと世間に打って出たらどうかという提案である。原則3「公益法人の機関の権限（役割）と運営」、原則4「公益法人の業務執行」、原則5「理事会の有効な運営」は普通は倫理規程の中には入っていないものが多く、当協会の規程にも含まれていないため、今般の改訂でこれが加わることになる。原則6「情報公開・説明責任・透明性」、原則7「リスク管理・個人情報の保護」、原則8「コンプライアンス・公益通報者保護」については、原則ができる前からすでに実行済みのものであるが、倫理規程の中に書かれていないこともあり今回改定し挿入するものである。新旧対照表のとおり、変更点は、まず表題として、倫理規程（行動基準）であるが、倫理規程と行動基準を内包するような言葉が現時点では特に見つからないことから、倫理規程に行動基準を括弧書きで添えることとした。これは私どもの場合定款の中に倫理規程を制定するとしており、表題として倫理規程ということが書かれており、表題だけであっても定款の変更となり、それは評議員会の特別決議を要するので、できれば6月の定時評議員会でそれを行いたい。現段階では、公式には倫理規程だけの改定だが狙いとしては行動基準も含むということで括弧書きにしている。変更されるところは第2条（社会的信用の維持）であるが、公益法人ガバナンス・コード原則2（誠実性・社会

への理解促進）があることからこれを加えたものである。また、第5条以下は若干の文字の修正だが、その中で大きいものは、追補及び追補第1条～第4条を加えている点である。公益法人ガバナンス・コードは8つの原則を謳っているが、そのうち行動基準については、公益法人ガバナンス・コード原則3（公益法人の機関の権限と運営）、原則4（公益法人の業務執行）、原則5（理事会の有効な運営）で定められており、これらを倫理規程の追補第1条（機関の権限と運営）、追補第2条（業務執行）、追補第3条（理事会の運営）として定めた。また、公益法人ガバナンス・コード原則6（情報公開・説明責任・透明性）を追補第4条（リスク管理及び個人情報の保護）に反映させた。3月11日より施行としたい。第56回理事会（3月4日開催）では、主語の統一が取れていないとの意見もあったが明確に使い分けており、この法人はという場合は評議員を含んだ役職員全員のことであり、役職員はという場合は評議員には当てはまらないものである。趣旨をご了解願いたい。

以上の説明に対して、下記の意見及び質疑応答があった。

（上保評議員）「第2」に「努力して獲得すべき市民社会の地位・・・」とあるが、この場合の市民社会とはNon ProfitやNon Governmentといった特定のものを意味するのか。それとも一般的なものを意味するのか。

（鈴木副理事長）一般的な市民社会を意味している。

（伊藤評議員）市民社会という言葉が、私も非常に気になる。地域社会で公益活動、社会活動をする人達にピンと来るかどうか。人の心にストンと落ちる、浸透する言葉を使わないと言葉だけがふらふらと浮いてしまう。日本には適切な言葉がないので非常に難しいが、何か良いアイデアはないか。

（鈴木副理事長）個人的にはよく分かる。私自身、十数年前の当協会メルマガに、日本には市民社会がないのにそういう言葉を使うのはおかしいという意味のエッセイを書いたことがあるくらいであるが、それはともかくとして、NPO法人の方々は市民社会という言葉を使っておられるので、それは現在ではある程度の市民権を得ているのかなと思う。NPO法を作るときに市民という言葉が日本の法律では使われていないのでダメだ、そこで特定非営利活動法人になったという経緯は十分承知の上でお話している。ご指摘のとおり、何か良い言葉があればぜひご提案をお願いしたい。

（雨宮理事長）NPO法を作るときに、市民という言葉は日本の法律の中にはない、という話があったが、条約にはある。日本と他の国との間では、市民という意味は直訳では使われている。ただ、それを定義することは難しい。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

○報告事項

下記項目について、それぞれ担当執行理事より報告があった。

（1）第56回理事会のその他決議事項（雨宮理事長）

（ア）「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第8回配分先決定及び当協会寄附金額の承認」の件

報告によると、募集期間は2020年1月10日～2月14日、申請件数は13件（岩手県1

件、宮城県6件、福島県6件）。2月27日の配分委員会での審議の結果、使途指定基金は2件で71万円、その他基金は9件で180万円を配分することが第56回理事会で承認された。なお、今回ですべての配分は完了したが今後も募金は継続し、変わりゆくニーズを把握しつつ配分先を検討したい、また支援先の発表会の開催や、10年間の支援の振り返りを行う等についても、今後検討したい、とのことであった。

(イ) 「『創立50周年募金』の実施」の件（鈴木副理事長）

報告によると。本募金については事業計画でご説明申し上げたとおりであるが、理事会ではもう少し内容を詰めた方が良いのではという指摘があった。具体的には、創立50周年記念事業の募金の予算内訳として、記念シンポジウムに500万円、記念出版に300万円、50周年史に200万円、またこれらとは分けて公益学会に2,000万円として計画したが、過去の周年事業でもそれなりの金額を集めていることから募金額としては3,000万円くらいが適当だと思われるが、内訳としてこれで良いのか、最初からこれほどの額が必要なのか、もしこの名目で集めた場合、他への流用はできなくなり、余ったり足りなくなったりした場合はどうするのかなどの意見があった。6月の理事会、定時評議員会で最終的な案を再度お諮りしたい、とのことであった。

(ウ) 「2020年役員報酬」の件（雨宮理事長）

報告によると、役員報酬の月額については2019年度と同じであるが、6月の定時評議員会の終結をもって理事長(自分)の理事としての任期が満了するため、第56回理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬について審議していただき承認された、とのことであった。

(エ) 「顧問の選任」の件

報告によると、現顧問3名の任期がいずれも本年3月31日で満了となる。このうち候補者2名（石村耕治氏、岡本仁宏氏）は、第56回理事会で選任され、任期は2020年4月1日～2022年3月31日の2年間となる。また、能見善久氏は再任を希望せず、任期満了をもって退任することとなった、とのことであった。

(オ) 「臨時評議員会に提出する『倫理規程』改定案の承認」の件

本日の決議事項第3号議案で説明のとおりである。

(カ) 「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

2019年度の事業報告等及び計算書類等の承認、役員改選等に係る定時評議員会は、6月25日(木)15時より日本工業倶楽部にて開催することが決議された、とのことであった。

(2) 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の設置(雨宮理事長)

報告によると、本有識者会議は、2019年12月20日内閣府大臣官房公益法人行政室より永田クラブ及び経済研究会へ貼り出され、北村大臣の私的諮問機関としての位置づけがなされた。第1回会議（12月24日）、第2回会議（1月30日）、第3回会議（2月10日）が開催され、第3回会議では当協会のほか、（公財）助成財団センター、（公財）プランインターナショナルがヒアリングを受けた。もともと自民党の行政改革推進本部で塩崎議員が公益法人等のガバナンス改革検討プロジェクトチームを始動し、昨年6月28日に片山大臣に案を提出し、自民

党の骨太の方針に入った。この一連の流れの中で、当協会としては、2018年12月の大会宣言後、この内容の実現に向け与野党へ陳情に行ったところ、「要求だけでなく公益法人も身ぎれいにしてほしい」との話があり、当協会の各委員会の意見を伺いながらガバナンス・コードを作成し内閣府へも説明を行った。有識者会議での基本的な論点は10点あったが「そもそも税の優遇を受ける公益法人はガバナンスを強化しないと不祥事を起こす存在だから、不祥事を起こさせないようにするため」ということが開催の趣旨となっているが、細かな検証や分析がされていない印象がある。すべてに反対する訳ではないが、それらの不祥事を生む理由が評議員、理事・監事の機能であるとするならば、どこに問題があるのか明らかにして欲しいという考え方の下、回答した。今後のスケジュールが5月末までに課題を抽出し6月に中間とりまとめ、9月には最終とりまとめとなっており、おそらく法改正の動きがあるのだと思う。営利法人と非営利法人を同一に考えてガバナンスを強化するのが良いという考え方には大反対であり、運動体として頑張っていきたい、とのことであった。

(3) 「公益法人ガバナンス・コード」及び同コードをめぐる状況（鈴木副理事長）

報告によると、ガバナンス・コードについてはすでに説明のとおりだが、9月27日理事会での決議後は関係方面への説明や会員を対象にした講演会その他で広報に努めている（直近では2月20日日興証券が主催したセミナーにて講演）。ガバナンス・コードは任意のものであり、当協会がモデルとして作ってもそれぞれの法人で採択してもらわなくては意味がない。公益法人9,500のうちどれだけが採用しているのかを聞かれて、数法人では情けない。形はどうなものであれ、実際に公益法人がガバナンス・コードを作ることが大切であり、そのような考え方の下、相談窓口の開設やチェックリストの作成、解説書の刊行を予定している。書籍『ガバナンス・コード』は3月末もしくは4月初めに刊行予定であり、後日お手元に郵送させていただくが、すでに倫理規程をお持ちのところも多いと思うがそれを変更する乃至は全く新しいものを作るという場合には、ぜひこの書籍を参考にしながらお作りいただければと考えている、とのことであった。

(4) 公益法人会計基準及び同運用指針の一部改正案に関する意見募集及び公法協意見書（雨宮理事長）

報告によれば、改正内容は、①「継続事業の前提」を「継続組織の前提」に直した、②平成を令和に変更したこと、の2点。非営利法人のモデル会計基準に書いてある言葉どおりである。しかしながら、モデル会計基準が良いものかどうか、どの非営利法人にも使えるという形で出ているものの、内容は問題が多いようであり、それに全部合わせるのも問題かと思っている。今後検討していきたい、とのことであった。

(5) 「民間法制・税制調査会」第二期活動報告及び第三期活動計画（鈴木副理事長）

報告によれば、同調査会第二期（2019年度）はテーマとして 1「非営利法人の基本問題等の検討」、2「非営利法人会計の研究と実務の検討」の2点があった。2019年度は基本問題の方はいろいろな理由から実績を上げられなかった。これはガバナンス強化の風の中で、一般法人法が複雑すぎるから簡単にしろとか言っても通らないような雰囲気があったことも一因である。ただ、2については、小規模法人の会計が大変だという問題があり、イギリスに調査団を派遣した。その報告書が3月に刊行される予定であるのでご覧いただきたい。ま

た、第三期（2020年度）では引き続きアメリカに調査団を派遣し調査を行いつつ、基本問題についても取り組んでいきたい。なお、民間法制・税制調査会委員には、今後新しく設立される公益学会のメンバーにもなっていただければと期待している。

(6) 「新しい公益信託の活用に向けた勉強会」の開催（鈴木副理事長）

報告によれば、雨宮理事長から太田会長に公益信託の実用化についての業務を委嘱し、会長主催で勉強会を開催している。太田会長によれば、現在の公益信託制度は1922年に成立しその後全く改正がないまま現在に至っているものである。2008年の公益法人制度改革以前の民法34条法人時代と同じ状態であり、いびつな状態になっている。当協会では2000年代初頭から関係方面に抜本改正をお願いしたいと続けてきたが、一昨年ようやく公益信託の改正、法制審議会の信託法部会で審議され、昨年2月に法務大臣に報告書が提出され、それが国会に法律として提出されるのを待っているという状況にある。今年度は無理だと思うが来年度の通常国会にはなんとか上程してもらいたいと思っているが、一方で、公益信託は一般的な理解も薄いので、この制度を正しく使い勝手のいいものにしていくための勉強会を開催したいとお願いし、開催に至ったものである。定員24名。第1回はコロナウィルスで開催できなかっただけ、スケジュールは後ろ伸ばしあるいは圧縮することになる。第1回～第6回は基礎的なものを十分に理解していただき、第7回～第10回は自由に弾力的に制度設計できるのが公益信託の特長であり、どのような形で設計するのが良いか、効率的かということを検討したい。公益法人である我々が使うべき会計基準は、本来実施主体である我々が自主的に作るものだが、公益法人の時には初動に失敗し官が作成してしまったが、公益信託の場合はそのようなことにならないよう主導していきたい。第11回～第14回はパブコメ案や国会提出、税制が出てくるのでそれらにどのように対応するかを検討していきたい。逐次議事概要、資料はできるだけインターネットでアップしたいと思っておりご覧いただきたい。現在、遺贈、生前贈与などいろいろなものができてきているが、非営利組織に対する大型寄附の流入のメニューの一つができたと思っていただきたい、とのことであった。

(7) 2019年度入退会の状況（鈴木副理事長）

報告によると、2月末時点の会員動向は入会が36件、退会38件、マイナス2となる見込である。来年度の事業計画で大幅な増加を期しているところであるが、過去数年を見てもマイナスあるいはプラス1といった状況のなかで苦戦が予想される。しかしながら何とか頑張っていきたい、とのことであった。

以上の報告に対して、次の意見及び質疑応答等があった。

(小西評議員) 会社法の改正があれば自動的に一般法人法の改正がなされるという話が法務省から出たと聞いたが、大変重要な問題である。会社法の改正があるとそのまま全部単純に一般法人法の改正があるというのは個人的には反対だが、だからといってすべて批判し、単独で対応するのは悩ましい。法律の改正は政党、法制局、霞などとの対応は並大抵のことではない。一般法人法の改正が必要な場合に、公益業界に役に立つ改正の部分は採択させていただき、なじまない部分はお断りできるような弾力性のある会社法改正との連動ができるような申し入れを是非、当局へしていただきたい。

(鈴木副理事長) これについては要望書を出しており、その原文も公益法人誌に載せている。

今回だけでなく前回2年前の会社法改正の時も、法務省は同じようなミスを犯している。「引継ぎ事項として必ず善処したい」という回答を得てある意味安心していたところがあったが、「前任者の引継ぎは受けていない」という話であった。一般法人法単体で改正するのは非常に大変で、会社法の変更にのるというのも一つの考え方だが、是々非々であり、会社法では良しとされても、一般法人法では困るということも、事前に情報をなるべく入手して対応していきたい。しかしながら、その情報を事前入手することは非常に難しい。会社法の改正は整備法という形で出されるので、パブコメもかけられず、そもそもそれが変わることのアナウンスもない。法務省に御用聞きのように聞きにいかないと分からない、というような情けない状況にある。そのような状況から改めていきたい。

(8) その他報告

定時評議員会以降の事業実施状況等につき、上記(7)までに報告した項目を除いて別添の配布資料を元に概要報告があり、詳細は後で資料をご覧いただきたいとのことであった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

2020年3月11日

議長 高橋 陽子

議事録署名人 大貫 正男

議事録署名人 尾崎 勝吉

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文

総務部 松野亜希子



1
2
3

